

〔No.46〕 「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、自動車分解整備事業者が登録自動車の分解整備をしたときに分解整備記録簿に記載しなければならない事項として、**不適切なもの**は次のうちどれか。

- (1) 自動車分解整備事業者の認証番号
- (2) 整備主任者の氏名
- (3) 分解整備時の総走行距離
- (4) 車台番号